

第 22 期  
大分海区漁業調整委員会

第 12 回公聴会

議 事 録

開催日時 令和 6 年 5 月 21 日(火) 午後 15 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階 研修室



## 第22期大分海区漁業調整委員会第12回広聴会議事録

1. 開催日時 令和6年5月21日（火） 午後15時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞一（会長、議長）  
阿部 貴史  
須川 直樹  
渡邊 英敏  
疋田 一則  
山本 勇  
濱田 貴史  
阿部 義広  
森崎 真吾  
山尾 和久  
齋藤 信二  
本庄 新  
小野 裕佳
- 欠席委員 藤本 昭夫
- 事務局 大石事務局長、堀事務局次長、中川主幹、野田主査
- 農林水産部 大屋審議監
- 漁業管理課 利光主事
- 水産振興課 堤総括、中島技師
4. 臨席者 北部振興局 三ヶ尻孝文、南部振興局 金澤健主幹、大分県漁協蒲江支店 福田勝
5. 公聴事項及び結果  
公聴事項：海区漁場計画の変更について  
結果：公述人の出席なく修了した

## 6. 広聴事項の概要

事務局長 ただいまから、第22期大分県海区漁業調整委員会第12回公聴会を開会いたします。

まず、この公聴会の趣旨について簡単に説明させていただきます。

この公聴会は、漁業法第64条第8項の規定により準用する同条第5項の規定に基づき、知事が作成した海区漁場計画の変更案について、当委員会が意見を述べようとする際、当該海域において漁業を営もうとする者、その他利害関係人の意見を広く聴くために開催するものです。

そのため、この公聴会の開催について、令和6年5月7日付けで、大分県漁業協同組合各支店や県のホームページで広くお知らせし、5月16日まで意見を述べる方の公募をしております。

次に公聴会における発言のきまりについて説明いたします。公聴会規程により、発言される方は会長の許可を得て、所属、職、氏名を述べてから発言願います。

なお、委員の皆様は公述者に対し、質問することができますが、公述者は委員に質問することができません。以上です。

議長 それでは、公聴事項の「海区漁場計画の変更について」事務局から説明してください。

事務局長 それでは、議案書の3ページをご覧ください。漁業法第64条第8項において読み替えて準用する同条第4項の規定に基づきまして、知事から本委員会に対し意見を求められたものでございます。

次の4ページが知事からの諮問文でございます。

区画漁業権について、変更2件、新規4件を設定するため、海区漁場計画を変更するものです。

議案書の13ページをご覧ください。海区漁場計画の変更の告示の案でございます。

このページの漢数字の一、海区漁場計画の変更内容は議案書の15から17ページに記載されています。13ページに戻っていただいて、漢数字の二、保全沿岸漁場に関する事項は該当がないため「該当なし」、次の14ページの漢数字の四、免許予定日は「令和6年10月1日」です。

次に漢数字の五、四に係る申請期間は「令和6年7月1日から同年8月1日まで」です。

この漁場計画の変更案は、漁業者又は漁業権者からの要望に基づいて検討を行い、現地調査及び関係者に対するヒアリングの結果、作成しています。説明は以上です。

議 長 説明がありましたが、この件について公述される方はいらっしゃいませんか。

いらっしゃらないようですので、これをもちまして本日の公聴会を終了します。